

地方財政審議会第18回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

平成24年6月1日（金） 16:00～17:10

2 場所

総務省6階601会議室

3 出席者（敬称略）

委員	神野 直彦	地方財政審議会委員（分科会長）
	佐藤 信	地方財政審議会委員
	松本 克夫	地方財政審議会委員
特別委員	高山 憲之	一橋大学名誉教授（座長）
	松本 英昭	地方公務員共済組合協議会会長
	吉田 弘正	財団法人自治総合センター会長
	雨宮 忠	三井住友海上火災保険株式会社顧問
	縄田 修	警察職員生活協同組合理事長
	高橋美弥子	東京都教育庁福祉厚生部給付貸付課長
	森 伊織	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	渡邊 春彦	日本教職員組合中央執行委員
	村元 千恵子	警視庁警務部給与課

4 議事概要

<報告事項>

(1) 被用者年金一元化について

- ・ 事務局から、資料1の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 「年金機能強化法案」の中には、「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大」も盛り込まれている。一方、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で60万人以上にのぼると考えているが、共済組合の加入要件は非常に厳しく、ほぼ常勤の職員でなければ加入することができないのが実態である。

厚生年金の加入要件の緩和と併せて、共済組合の加入要件の緩和についても検討していただきたい。

→ 被用者年金制度が一元化した後は、臨時・非常勤職員も常勤職員と同じ厚生年金制度に加入することとなるので、結局のところこの問題は、主として医療保険をどう考えるかというもの。現在の共済制度は常勤職員を前提とした制度であるので、臨時・非常勤職員加入の検討にあたっては、共済制度そのものの性格をどう考えるかという基本的な議論が必要となる。またこの国家公務員共済制度との整合性もあり、共済制度の加入要件の緩和は難しい課題。

- ・ 「被用者年金一元化法案」における職域部分の廃止について、今回、共済組合の組合員を代表する職員団体等と十分な交渉・協議がなく閣議決定されたことは残念と言わざるを得ない。また、法附則第3条において「給付の受給権を有しない者に対して、《中略》職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。」とされているが、この点については遺憾である。この点について、組合員には「期待権」があるので、今後の法整備についてはご努力をお願いしたい。

→ 今回の被用者年金一元化法案は、平成19年法案をベースにすることをスタートにしているので、問題の本質は、平成19年法案当時に労使でどこまで実質的な話し合いがあったかということだと思うが、この点について今回は丁寧な説明を心掛けたつもりなので、ご理解いただきたい。

職域部分に係る未裁定過去分については、所要の財源を確保しているので当然その期待権を尊重して措置することを大前提としている。ただ、法案上、「別に法律で定める」としていることはご指摘のとおりであるが、これは①ベースとした平成19年法案と同様の文言であること、②これを修正変更すると法案の国会提出が大幅に遅れ、社会保障・税一体改革に係る国会審議に支障をきたすおそれがあったこと等に配慮したもの。

(2) 職域部分廃止後の新たな年金の検討について

- ・ 事務局から、資料3の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 職域部分廃止後の新たな年金については「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において今後その課題について検討されると聞いているが、廃止と同時に公務員版企業年金を創設していただきたい。一部には「公務員版企業年金には事業主負担を支出しない」「国家公務員と地方公務員の制度を別々にする」などの意見があると聞いているが、民間企業の企業年金をみても、事業主が負担金を支出しない企業年金はあり得ないのではないか。また地方自治体によって異なる制度にした場合、長期

間安定的に運営できるとは思えない。全国の地方公務員が安心して、意欲をもって働くことのできる制度の確立に向けて、最大限努力していただくよう要請する。

→ 社会保障・税一体改革担当大臣である岡田副総理も国会で答弁しているが、退職手当を約 400 万円減額し共済年金の職域部分を廃止した後、退職給付（一時金＋年金）の水準について民間との均衡を保つために、職域部分が廃止された分の隙間を退職手当（一時金）で埋めるか新たな年金で埋めるかは配分の問題。つまり、新たな年金でその隙間を埋めることとなった場合はその分、退職手当（一時金）が減るだけなので、新たな年金の創設イコール新たな国民の税負担ではない。したがって、今後の議論の焦点として公務員の退職給付は退職手当（一時金）だけという形態がいいのか、民間企業と同様、退職手当（一時金）と年金の組み合わせという形態がいいのかということになるのでは。

→ 地方自治体が個々に新たな年金を創設することについては、保険数理を考えると規模は大きい方がいいので、現実的な選択肢としては難しい。また地方自治体の財政力に応じて新たな年金の有無について対応が分かれることも考えられ、地方公務員全体として考えた場合にこうしたことがいいのかどうかという議論もある。新たな年金を創設するのであれば、地方公務員法上の要請からも国家公務員と同様に一律の制度とする方向で考えるべきだと思っている。

- ・ 現行法による共済年金の職域部分は、平成 27 年 9 月末までに受給権を有する者までは取扱いが決まっているという理解でいいか。

→ そのとおり。

- ・ 職域部分の取扱いについて、未裁定過去期間をもつ方の平成 27 年 10 月以降の期間の取扱いをどのようにするつもりか。施行日の時点でみんな一旦裁定してしまうのか。
- 「別に法律で定める」こととなっているので、いつ裁定を行うかも含めて今後検討する。

- ・ 退職給付としての新たな年金制度をどのように構築するかは、政治的な議論を除けば、我々が主体的に考えていくべき問題。地方公共団体関係者はみな制度創設を望んでいるので、しっかりと対応してもらいたい。

以 上